

# 国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案要綱

## 第一 目的

この法律は、国民の税負担の増加を抑制しつつ、国の規律ある財政運営を確保するため、国の財政運営に係る基本方針、これに基づく財政運営の目標の策定、予定財務書類及び決定財務書類の作成及び国会への提出、当該基本方針の遵守の状況に関する国会への報告等について定めることにより、国等の不要資産の活用、国の財政運営の透明性の向上及び財政会計制度改革（国の予算及び決算その他財政の基本に関する制度並びに公会計基準の改革をいう。）の推進を図り、もって国の財政運営に係る責任の明確化に資することを目的とするものとする。 （第1条関係）

## 第二 国の財政運営に係る基本方針

### 一 当面の財政運営に係る基本方針

国の財政運営は、当面、次に掲げる基本方針に基づき行われるものとする。

- ① 国の歳出の財源を確保するに当たっては、国等の不要資産（特別会計の資産その他の国の資産及び独立行政法人等（法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人及び特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（政令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）の資産で不要なものをいう。）を活用することにより、国民の税負担の増加をできる限り抑制すること。
- ② 国の債務の残高を適切な水準に低減させることを旨とし、これが達成されるまで、できる限り、国の資産及び債務の圧縮を行うほか、早期に一会計年度の国の基礎的財政収支の黒字化を図るとともに、特例公債を発行しないようにすること。
- ③ 将来の世代に配慮し、国の純資産の額について、一定の水準を維持すること。
- ④ 税負担に係る水準ができる限り安定的に維持され、かつ、その水準の変更が避けられないこととなった場合におけるその変更が国民に

とって予見可能なものとなること等に特に留意しつつ、経済事情の著しい変動等による歳出の増加又は歳入の減少が財政に与える影響の軽減を図るために必要な財政上の措置（これに併せて金融上の措置を講ずる必要があるときは、金融上の措置を含む。以下同じ。）を講ずること。

（第2条関係）

## 二 財政処理に係る国会の権限

- 1 国の資産及び債務に係る異動に関する処理について、国会は、その議決により決定することができるものとする。
- 2 各議院による予算の修正については、国会の議決の対象となる予算の科目に関し、金額の増減だけでなく、その追加又は削除を行うことができるものとする。

（第3条関係）

## 第三 中期目標及び短期目標

- 1 内閣は、毎年度、財政法第17条各項の送付に先立って、翌年度以降政令で定める期間において第二の一の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき行う財政運営の目標（以下「中期目標」という。）及び翌年度において基本方針に基づき行う財政運営の具体的な目標（以下「短期目標」という。）を定めなければならないものとする。
- 2 内閣は、中期目標及び短期目標を定めたときは、遅滞なく、これらを国会に報告しなければならないものとする。
- 3 内閣は、国の財政状況、社会経済情勢等の変化を勘案して、適宜、中期目標に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないものとする。この場合においては、内閣は、当該変更後の中期目標を、当該変更の理由及び当該変更が基本方針の達成に与える影響についての説明を付して、遅滞なく、国会に報告しなければならないものとする。

（第4条関係）

## 第四 予定財務書類及び決定財務書類並びにその提出に併せて行う報告等

## 一 定義

1 第四において「公会計基準」とは、次に掲げる公会計財務書類の作成の基準、独立行政法人等であって国の事務及び事業と密接な関連を有するものとして③に掲げる書類において国の一般会計及び特別会計につき連結して記載されるべきもの（以下「連結対象独立行政法人等」という。）の範囲その他国及び独立行政法人等における会計処理の基準をいうものとする。

① 国の一般会計及び特別会計における資産及び負債の状況を記載した書類、事務及び事業の実施に伴い発生した費用を記載した書類その他財務の状況を記載した書類

② 独立行政法人等の貸借対照表、損益計算書その他財務の状況を記載した書類

③ 国の一般会計及び特別会計並びに連結対象独立行政法人等につき連結して財務の状況を記載した書類

2 第四において「予定財務書類」とは、予算に基づく1の①及び③に掲げる公会計財務書類をいうものとする。

3 第四において「決定財務書類」とは、決算に基づく1の①及び③に掲げる公会計財務書類をいうものとする。

（第5条関係）

## 二 予定財務書類及び決定財務書類

1 国会は、内閣に対し、毎会計年度の予算及び補正予算に係る予定財務書類並びに毎会計年度の決算に係る決定財務書類を作成し、かつ、当該予定財務書類及び当該決定財務書類を当該予算及び当該決算とともに提出することを求め、議決することができるものとする。

2 1の予定財務書類及び決定財務書類は、一般に公正妥当と認められる公会計基準に基づいて作成されなければならないものとする。

3 国会は、一般に公正妥当と認められる公会計基準について、認定することができるものとする。

（第6条関係）

## 三 予定財務書類及び決定財務書類の提出に併せて行う報告等

1 内閣は、二の1による予定財務書類の国会への提出に併せて、次の事

項を国会に報告するとともに、当該予定財務書類を公表しなければならないものとする。

① 当該予定財務書類に係る短期目標と当該予定財務書類から導き出される財務上の数値との間における乖離<sup>かい</sup>の有無

② ①の乖離が生ずる場合には、その理由、基本方針に基づく財政運営を行うために必要な財政上の措置及び当該財政上の措置により基本方針に基づく財政運営を行うことができると見込まれる時期

(第7条関係)

2 内閣は、国会に提出した毎会計年度の予算又は補正予算について国会において修正がなされた場合には、当該修正後の予算に係る予定財務書類を国会に提出しなければならないものとする。

(第8条第1項関係)

3 2による予定財務書類の提出及び二の1による決定財務書類の提出についても、1と同様とするものとする。

(第8条第2項及び第9条関係)

#### 四 その他の予定財務書類の提出等

各議院が、その議員の所属する政党その他の政治団体が衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について公表した国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等の内容に基づき予算を作成とした場合におけるその予算に係る予定財務書類の提出その他必要な協力を求めたときは、内閣はこれに応じなければならないものとする。

(第10条関係)

#### 第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則第1条関係)

二 経過措置その他所要の規定を整備するものとする。

(附則第2条から第5条まで関係)